

利益相反管理方針

当組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および利益相反管理方針に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう適正に業務を遂行いたします。

1. 利益相反管理の対象となる取引（対象取引）と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間、及び、当組合のお客様相互間において利益が相反する状況にあります。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（対象取引）として、以下に該当するものを管理いたします。

- (1) お客様の不利益のもとに当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること
- (2) (1) の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括部署により、適切な特定を行います。

2. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- (1) 優越的地位の濫用により、お客様の不利益のもとに当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引
- (2) ビジネスマッチング等において、一方のお客様に対する利益よりも優先して特定のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引
- (3) お客様から入手した情報を不当に利用して当組合または他のお客様の利益を図る取引

3. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合に利益相反管理統括部署を設置し、利益相反管理に係る当組合全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存します。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性および有効性について定期的に検証いたします。

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当組合には、利益相反管理の対象となるグループ会社等がありませんので、当組合のみとなります。

ご不明な点がございましたら、当組合の各営業店のほか、次のお問合せ窓口までお申し出下さい。

〔お問い合わせ窓口〕

札幌中央信用組合 業務推進部 電話番号 231-8136
(受付時間 9:00～17:00 ただし、当組合の休業日を除く)

以上